

監事監査報告書

令和6年5月25日

学校法人 香梅学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 竹形英徳 

監事 土谷圭子 

私立学校法第37条第3項及び学校法人香梅学園寄附行為第16条の規程に基づいて同法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、また財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適正かつ正確に法人の収支の状況及び財産状況を示しているものと認めます。

以上